

議案第105号

さいたま市生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年6月17日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市生活環境の保全に関する条例（平成20年さいたま市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 1～13 [略] <u>（平成21年度における取扱量等の把握及び平成22年度における取扱量等の報告の特例）</u> 14 平成21年度における第74条第1項に規定する特定化学物質等取扱事業者及び同項の規定により把握すべき特定化学物質の取扱量その他の事項（以下この項において「取扱量等」という。）並びに平成22年度における同条第2項の規定により報告すべき取扱量等に係る第71条第1号の規定の適用については、同号中「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第2条第2項に規定する第一種指定化学物質及び同条第3項に規定する第二種指定化学物質」とあるのは、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第356号）による改正前の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号）別表第1に掲げる第一種指定化学物質及び同令別表第2に掲げる第二種指定化学物質」とする。</p>	<p>附 則 1～13 [略]</p>

別表（第36条、第58条関係）

(1)~(3) [略]

(4) 汚水等に係る指定施設

項	施設
[略]	
2	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。3の項において同じ。）又は病院に設置されるちゅう房施設（水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の3及び第68号の2イに掲げるものを除く。）で1日当たりの給食能力が350食以上のもの
[略]	

(5)・(6) [略]

別表（第36条、第58条関係）

(1)~(3) [略]

(4) 汚水等に係る指定施設

項	施設
[略]	
2	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。ウにおいて同じ。）又は病院に設置されるちゅう房施設（水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の3及び第68号の2イに掲げるものを除く。）で1日当たりの給食能力が350食以上のもの
[略]	

(5)・(6) [略]

附 則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。ただし、別表の改正は、公布の日から施行する。